

日本語教師が知っておきたい著作権 I

～著作権のいろいろなことを考えてみよう!～

2022年度の「日本語教師が知っておきたい著作権 I」では、著作権の基礎的な知識を習得しつつ、著作権について多面的な視点で考えるというものです。そのうえで、2023年度の「日本語教師が知っておきたい著作権 II」では、多角的な（さまざまな立場での）視点で著作権について考える講座を予定しています。

「I」も「II」も著作権法を単純に受け身で捉えるのではなく、受講生の方に自分自身で向き合えるような著作権の「考え方」を伝えることを目的としています。

講師 **我妻潤子** 先生

株式会社テイクオーバー コンテンツライツ部長
知財アナリスト
東京藝術大学非常勤講師



教育系企業を経て、2007年に権利処理の業務代行の専門会社に入社。地上波放送局でCS放送へテレビ番組を販売する際の権利処理、BS放送局にて番組配信のための権利処理に従事した後、教科書会社、大学などを対象とした権利処理業務に従事。2017年より現職。権利処理業務に従事すると共に、中学生から社会人まで幅広く著作権のワークショップや研修を展開している。

第1回

5/12 (木) 19:00～20:30

著作物とは

著作権は著作物とその創作者である著作者・著作権者を保護する権利です。しかし、マスコミ含め、現状多くの人が「著作物」について大きな勘違いをしています。「著作物」の認識を正しく持つことで、不要な利用申請など実務的な手間を省くことができます。また、著作物の類似性について一緒に考えていきます。

第2回

5/19 (木) 19:00～20:30

著作者と著作権

著作者と著作権者の違い、著作権の内容（人格権・財産権・隣接権）について学んでいきます。

第3回

5/26 (木) 19:00～20:30

著作権最前線 2022

近年、著作権法は毎年のように改正、施行されています。その中には日本語教師として、知識を持っておくべきことも含まれています。第3回では2021年までに改正になった著作権法の中から特に日本語教員の方の知識として必要なものをとりあげ、解説していきます。

第4回

6/2 (木) 19:00～20:30

海外の著作権事情

また、コロナ禍において日本にいながら海外にいる学生に授業をすることも増えてきているようです。そんな時、どちらの国の著作権法に気を付ければいいのか?という質問をよくいただきます。世界をまたにける日本語教師だからこそ各国の著作権事情について一緒に学んでいきたいと思えます。

※ 2023年度「日本語教師が知っておきたい著作権 II」は、第1回「著作権とその他の知的財産権」、第2回「著作者と著作権」、第3回「著作権最前線 2023 (教育その他)」、第4回「身の回りの著作権問題」を予定しています。「I」のみ「II」のみの受講も可能です。



募集定員：80名（先着順）

会場：オンライン（ZOOMにて開催、録画視聴あり）

申込期限：2022年5月10日（火）

受講料：9,000円（税込）※全回の受講をお勧めしますが、ご希望の回のみのお申し込みは1回2,500円（税込）となります。

申込：詳細はこちら → <https://osakaymca.ac.jp/jle-center/2201.html>